

一関市

景観計画

第7章

景観重要建造物又は

景観重要樹木の指定の方針

7章. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

7-1 景観重要建造物の指定の方針

本市では、蔵造りの民家や歴史的な洋風建築、昔ながらの田園景観を構成する農家住宅など、特徴的な景観を有する建築物を各所に見受けることができる。このような建築物等については、地域景観の核をなしているものが多く、所有者や管理者の意向を踏まえながら、以下のような方針に基づき、景観重要建造物としての指定を行う。

- 1) 地域の特徴的な景観を生み出すシンボルとなっている。
- 2) 伝統的な様式や個性的な手法で構成・築造されている。
- 3) 地域住民に広く認識され、親しまれている。
- 4) 所有者・管理者に継続的な保全の意向がある。
- 5) 今後、地域景観の形成を図る上で重要な位置づけがある。

7-2 景観重要樹木の指定の方針

本市では、歴史的・学術的価値のある樹木に対しては文化財保護法に基づき保全に努めてきた。本計画においては、景観形成上において以下のような特徴を有する樹木等について所有者や管理者の意向を踏まえながら、景観重要樹木として指定を行う。

- 1) 地域の歴史風土や自然環境との調和等により、その樹容が景観上の特徴を有している。
- 2) 地域住民に広く認識され、親しまれている。
- 3) 所有者・管理者に継続的な保全の意向がある。
- 4) 今後、地域景観の形成を図るうえで重要な位置づけがある。